別居扶養で取消しになる場合の事例

別居している父母等が認定取消しとなる代表的な事例をあげましたので、参考にしてください。

1 認定対象者の「総収入額」の3分の1以上を送金等していますか?

ここでいう「総収入額」には、年金・給与・事業所得など自分の名義で受給する収入の他に、組合員の送金額及び他の親族からの送金等の額も含まれます。同居者からの生活費負担額もある場合は、その額も含みます。

たとえば、次の場合には、組合員は弟よりも多く送金していますが、送金額が母の「総収入額」の 3分の1に満たないので、認定できません。

認定対象者 母(60歳以上) 収入(年金)100万円

同居者 父(60歳以上) 収入(年金)200万円

送金者 組合員 送金額 80万円

" 弟 *"* 40万円

認定対象者(母)の総収入額=100万円+※50万円+80万円+40万円=270万円

※ 50万円は、父の母に対する生活費負担額(200万円 - 100万円)/2組合員の送金額80万円 < 270万円×1/3(90万円)

2 送金等している者の中で、送金等の額が最も多いですか?

認定できるのは、送金等している親族の中で、組合員の送金等の額が最も多い場合です。 たとえば、次のときは、組合員は母の「総収入額」の3分の1以上を送金していますが、弟の送金額 より組合員の送金額が少ないので、認定できません。

認定対象者 母(60歳以上) 収入(年金) 50万円

同居者 なし

送金者 組合員 送金額 80万円

" 弟 *"* 100万円

3 別居先の父母の収入合算額が限度額を超過していませんか?

認定対象者単独の収入が扶養の条件である130万円/年(あるいは180万円/年)の収入限度額未満かつ、認定対象者の配偶者との収入合算額がそれぞれの収入限度額の合算額未満であることを目安とします。

次の場合には、送金等の額については、要件を満たしていますが、夫婦の収入合算額が限度額の 合算額を超過していますので、認定できません。

認定対象者 母(60歳以上) 収入(年金) 120万円

同居者 父(60歳以上) 収入(年金) 260万円

送金者 組合員 送金額 100万円

120万円+260万円=380万円 ≧ **360万円**(<u>180万円×2人</u>)

60歳以上の方の収入限度額は180万円です。

※ ここにあげた事例以外にも取消しとなる場合があります。不明な点はお問合せください。

≪問合せ先≫ 担当:公立学校共済組合埼玉支部 資格管理担当

(埼玉県教育局教育総務部福利課内)

電話:048-830-6694